

4月分 月次報告申請に向けて



申請期間：令和6年5月1日（水）～5月16日（木）



申請の前に、再確認！ ～マスタ登録 よくある質問～

Q. マスタが「承認」されていません。月次申請は入力できますか。

A. マスタの「承認」前でも、月次報告を申請していただけます。



月次報告で添付する書類は以下の資料36～37ページ記載の書類のみ！
「令和6年度企業主導型保育事業（運営費等）諸手続きについて 一月次報告、概算交付申請」
<https://www.kigyounaihoiku.jp/wp-content/uploads/2024/03/20240328-R6-syotetuduki.pdf>

資格証や研修の修了証は、マスタに添付です！

月次報告に添付予定だった場合は、今すぐマスタの修正をしましょう。
（申請中の場合は、申請お戻し依頼 → <https://tayori.com/f/pmms-masterre/>）

Q. 月次報告の入力の再開はどのように進めればよいですか。

A. 以下の手順で申請が可能です。

1. 画面左側のメニューより「申請」→「申請検索・一覧」の順でクリックし「申請検索・一覧」画面を表示します。
2. 検索を行い、作成再開したいデータの「申請番号」をクリックします。
3. 画面下部に表示される「更新」ボタン（「要再申請」の場合、「再申請」）をクリックしてください。

Q. 月次報告の「職員表」に該当の職員名が表示されません。どうしたら良いですか。

A. 職名で「その他」「調理員」を選択すると、職員表に表示がされません。基本従事者や各種加算業務従事者の場合は、「職名」を「保育従事者」としてご申請ください。

- 連携推進加算業務従事者の場合のみ、「職名」を「連携推進員」としてご申請ください。
- 施設長が基本従事者として兼務をしている場合や、処遇改善等加算Ⅲの算出に該当する場合は、「職名」を「保育従事者」としてご申請ください。
- マスタを更新した後、月次報告の職員表タブの右上の「マスタ再取込み」ボタンをクリックしてください。



マニュアルは「最新版」をご確認ください。

（ピムス[ログアウト]ボタンの左の[マニュアル]ボタンから参照できます。）

利用マニュアル「月次報告・概算交付申請」（第一版）

<https://www.kigyounaihoiku.jp/download/pmms-getujigaisan01>

利用マニュアル「はじめに～マスタ登録」（第三版）

<https://www.kigyounaihoiku.jp/download/pmmsmanual-03>

公金管理システム（ピムス）よくある質問は、
企業主導型保育事業ポータルサイト内で参照できます。
随時更新致しますので、併せてご確認ください。
<https://tayori.com/q/pmms-faqs/>

次回は、「職員マスタ登録」
について、再確認します

